

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年3月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600380号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600211号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年12月29日から平成8年1月1日に訂正し、平成7年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成7年12月29日から平成8年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年12月29日から平成8年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年12月29日から平成8年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成7年12月29日となっている。

しかし、A社に平成7年10月に入社し、同年12月中旬頃に退職する旨を伝えたところ、人手が足りないためギリギリまで働いてくれと言われたので、年末まで同社に勤務したと思う。

また、A社における給与の支給明細書を見ると、平成7年10月から同年12月までの各月において厚生年金保険料を控除されているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における給与の支給明細書及びB社の回答から判断すると、請求者が、請求期間においてA社に在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与の支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における請求者の被保険者資格喪失年月日が、厚生年金基金の記録における加入員資格喪失年月日と同じ平成7年12月29日であり、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600514号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600066号

第1 結論

平成17年7月から平成24年10月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月から平成24年10月まで

請求期間については、交通事故、病気、介護などの事情で所得は無く、区役所か年金事務所か不確かであるが、国民年金保険料を払えない状況を何度も知らせて、全額免除の期間となっていたはずなのに、いつの間にか未納期間となっている。

以前、国民年金手帳の番号を抹消され、何度確認しても「そんな番号は無い。」と言われていたのに、後日、「あなたの番号です。」という通知が届いた経験があり、年金記録を全く信用できない。今回も、請求期間の免除の記録が抹消されていると思うので、調査の上、請求期間を全額免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求期間前後の期間は、いずれも国民年金保険料の申請全額免除期間と記録されているところ、請求者は、請求期間についても申請全額免除期間である旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の免除を希望する場合、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)の提出が必要になるところ、日本年金機構において、請求期間前後の平成16年度、平成24年度及び平成25年度の請求者に係る免除申請書は保管されているが、請求期間の初年度でもあり、申請免除手続の簡略化のため申請全額免除の継続申請が導入された平成17年度について、日本年金機構A事務センターは、「B県C市D区において平成17年度に承認及び却下された免除申請書の原議を全て調査したが、請求者の免除申請書は見当たらない。」旨回答している。

また、日本年金機構A事務センターから提出された、前述の請求期間前後の3年度に係る請求者の免除申請書の写しを見ると、いずれにもC市D区役所及びE社会保険事務所(平成22年1月以降は、E年金事務所)の受付印が押されており、申請免除手続が行われた場合、市町村においても受付処理が行われるところ、同市D区から提出された請求者の電算記録(被保険者照会)において、請求期間前後の申請免除に係る受付記録が有る一方、請求期間に係る申請免除の受付記録は見当たらない。

さらに、平成26年4月の国民年金制度改正により、申請免除の承認期間について、申請時点から2年1か月前まで遡及して承認が可能になったところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の平成24年11月から平成25年6月までの期間の申請全額免除が、平成26年12月15日付けの申請免除手続により遡って承認されていることから、請求期間のうち、平成24年度については、当該年度当初に申請免除手続が行われていなかったことがうかがえる。

加えて、請求期間に係る申請免除手続を行った時期等の具体的な状況について、請求者の記憶は明確ではないところ、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていることから、8年度という長期間にわたり、年金事務所等において年金記録の事務過誤が繰り返された可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者は、「いつの間にか請求期間の全額免除の記録が抹消された。」旨主張していることから、別の基礎年金番号により請求期間の国民年金保険料に係る申請全額免除が記録された可能性を踏まえ、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったが、該当記録のある基礎年金番号は見当たらない上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。